

【議事概要】第6回 亀山市人権施策審議会

【開催日時等】

- ◆日時 平成27年5月20日（水） 19:00～20:55
- ◆場所 亀山市役所 3階 理事者控室
- ◆出席委員（敬称略）：
藤原正範 不破為和 浜野芳美 田中義雄 佐藤和夫 宮崎みづ子
福永磨子 榎谷英一 明石澄子
- ◆欠席委員（敬称略）：青シゲミ 岡安祐子
- ◆事務局：文化振興局長 共生社会推進室長 共生社会推進室主査
- ◆傍聴者：3名

【協議事項等】

- ◆会長挨拶
- ◆協議事項

（1）今までの経過報告（及び今後の予定）

○事務局より説明

事前に送付いたしました第3回(H26.7.2)、第4回(H26.11.4)、第5回(H27.2.9)の審議会の議事概要について、本日から1週間程度で、ご確認いただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

（策定スケジュールについて、平成25年12月の第1回審議会から現在までの経過と、現在から平成27年12月の「人権施策の基本となる方針」の策定(予定)までのプロセスについて説明。）

（2）亀山市「人権施策の基本となる方針」について

○事務局より説明（第1章から第2章の2まで及び資料集全般について）

基本方針のまとめ方・骨子について、市の幹部会議（庁議）で協議を行い、概ね本日お示ししている資料のような骨子によりまとめることについてコンセンサスが得られたところです。

まず、統計資料等が多くなりましたので、素案と資料とを分けさせてもらっております。

人権施策の体系でございますが、人権条例第5条に、「基本方針に定める事項」として、①人権が尊重される社会の実現に関する基本的な事項、②人権に関する問題の解決に向けた重点施策に関する事項、③前2号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項と規定されています。

これを受け、①としては、「第1章 基本的な考え方」と「第2章 人権施策の推進」の中の「1. 人権が尊重される社会の実現に関する基本的施策」において、人権条例第3条で定める市の責務や条例の前文、第4条で定める市民との協働などについて掲げました。②としては、「第2章 人権施策の推進」の中の「2. 人権に関する問題の解決に向けた重点施策」において、人権条例第6条で定める教育及び啓発活動の充実、相談や支援体制を充実させるための施策について掲げました。

それから、これまで「分野別施策」と表記していた見出しについて、「2. 人権

に関する問題の解決に向けた重点施策」に呼応して、「3. 人権に関する問題の解決に向けた基本施策」と表記するとともに、その中の個別の人権課題の列記の順番については、今回の資料では従前と同じ順番で記載しておりますが、今後は国の基本計画における掲載順に倣って、並び替えをして掲載することを考えています。

それから、「(7) 新しい人権問題」といたしまして、「ア. インターネット利用に起因する人権侵害」と「イ. 災害時における人権への配慮」を取り上げ、その他の人権課題を「(8) さまざまな人権問題」の中で記載させていただきたいと考えております。

また、条例第5条第2項第3号の「人権施策を推進するために必要な事項」については、第3章の中で体系として表記していくことによりまして、条例に定めのある「基本方針に定める事項」としてはひと通り書き込むことができるものと考えております。

表記上の話になりますが、前回までは例えば「子ども」や「女性」といった表記でありましたが、条例第5条に規定されている「基本方針に定める事項」としては、「人権に関する問題」の解決」とありますので、「子どもの人権問題」、「女性の人権問題」といった表記とさせていただきました。

前回議論された「障がいのある人」という表現でございますが、さまざまな表記の中で分かりづらくなってしまう懸念を覚えましたことから、「障がい者」という表現に戻させていただきたいと考えています。

それではまず、「第1章 基本的な考え方」ですが、「世界の動き」や「国の動き」について、どの時点から、どのようなことまで記載していくのか難しく感じています。「亀山市の取組」については、前回の審議会での意見を受けまして、細かく多くの事項を書き込んでございます。「基本理念」につきましては、前回は人権条例の前文をそのまま引用して「基本理念」とする提案をさせていただいておりましたが、今回具体的な提案はさせてもらってはおりませんが、もう少し短いものでふさわしい文言を再度考えたいと思っています。

第2章ですが、全体的な構成といたしまして【現状と課題】、【基本方針】、【取組】というようにさせてもらっております。まだまだ書き足りない部分も多く有りますし、【現状と課題】での記述内容に対して【基本方針】や【取組】で対応していないなど、精査できていない部分も多くございます。

「第2章 3. 人権に関する問題の解決に向けた基本施策」におきましては、各人権問題別の【取組】の記述におきまして、「第2章 2. 人権に関する問題の解決に向けた重点施策」に掲げた「(1) 人権啓発の推進」、「(2) 人権教育の推進」、「(3) 相談・支援体制の充実」の3つの項目に分けて記載してあります。

【現状と課題】については、法律や制度の変遷等の記述よりも、現状を示しているようなデータということで、様々なデータは資料集にまとめました。また、亀山市が行ってきました人権に関する市民アンケート調査は、全ての市民の中から無作為に抽出した方に調査しておりますが、亀山市の障がい者の計画や子どもの計画においては、当事者への調査も行っていて、また、男女別、年齢別のデータもございましたので、それらをクロス集計いたしましたところ、当事者とそうでない人、あるいは年代の違いや男女の別によっても考え方が異なっている傾向が見られました。そのような考え方の相違が偏見や差別につながっていくのではないかと考えられましたので、そういった分析の記述を、資料集の方に主に掲載し、基本方針の本

編の方にはある程度要約して記載しています。

なお、前回審議会でお話がありましたので「相談窓口の一覧表」、「人権侵害に対する救済制度一覧」、「救済にいたるフロー図」についても、亀山市の記述が薄いなど未完成ですが、掲載いたしております。

前置きが長くなりましたが、「第2章-1-(1) 人権尊重の視点に立った行政を推進するための施策」についてですが、大きくハードとソフトの二つの視点があると考えています。高齢者や障がい者、外国人であっても、民間賃貸住宅に円滑に入居できるような施策であったり、障害者基本法の改正により、より一層のユニバーサルデザインの推進等、“合理的な配慮”が行政にも求められてくるといったような記載をいたしております。また、生活困窮者自立支援制度についても、書き入れていきたいと考えています。人権教育・人権啓発活動の取組についても記載いたします。

「第2章-1-(2) 市民と協働して取り組む人権尊重のまちづくりのための施策」についてですが、【現状と課題】におきましては、まちづくり基本条例、市民活動、市民活動応援制度、まちづくり協議会などの記載をさらに精査して記載してまいります。【取組】においては、前回の審議会でお話のありましたように、コミュニティや自治会など、人と人のつながりが明確になるような取組を入れてまいりたいと考えております。

「第2章-2-(1) 人権啓発を推進するための施策」についてですが、人権は空気がたいなもので、何か事件が起こった時に意識させられるものだと思います。なかなか偏見や差別を根絶することは難しいのですが、そのためには啓発が必要ということで、【取組】においては、啓発の方法や場について、現在の取組内容やそれを拡大していく方向性などを書き込んでまいりたいと考えています。

「第2章-2-(2) 人権教育を推進するための施策」についてですが、大きく分けると学校教育と社会教育があります。学校教育に関する部分につきましては、今年度と来年度で改訂作業が進められる予定となっております学校教育ビジョンとの整合性を図りながら、記載内容を精査してまいります。社会教育に関しましては、あらゆる場での人権学習機会の提供や、地域での取り組み、人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育等の事項について書き込んでまいります。

「第2章-2-(3) 相談・支援体制を充実するための施策」についてですが、資料編に各種相談件数のデータや相談窓口一覧表などを掲載するとともに、法務局や人権擁護委員によります相談体制、救済制度等、あるいは市の各部署での相談や救済に関する取り組みについても集約して書き込んでまいりたいと考えています。

会 長 一旦ここまでで、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。私といたしましては、6ページの〈人権施策の体系〉の図ですが、示されている資料は目次と同じなので、分かりやすい表記にしたいと感じます。

事務局 基本理念をまだ示させてもらっておりませんので、それを示す段階におきまして、体系図についても精査いたします。

会 長 見出しの文言において、「基本的施策」と「重点施策」と「基本施策」という3つの言葉が使われているが、分かりづらく感じます。「基本施策」という文言を使っている第2章の3については、やはり「分野別施策」と表現する方が良いように感じます。

- 事務局 検討して精査いたします。
- 委員 前回資料と比較して、字も大きくなりましたし全体的に分かりやすくなったと感じます。
- 会長 「(7) 新しい人権問題」として2つの事案を括ったのは良いと思います。第2章の【取組】は、かなり記載がなされていますが、庁内の他部署で既に取り組まれている事項が書かれているのでしょうか。
- 事務局 最近策定された「子ども」、「高齢者」、「障がい者」に関する計画の中で、人権に関連する記載部分を取り出してきたものです。
- 会長 他部署の取組について、それは人権的な取組であるということを確認できるという点で意味があると思います。では、そういった部分の記載は充実するとしても、人権そのものを担当する部署ではどういったことをしていくのかという取組についての記載もある程度は必要だと思います。
- 事務局 人権条例第3条において、市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むことを規定しておりますので、そのことを各部局に対し積極的に働き掛けていくことが、当部署の役割だと考えております。ただし、人事情報室については主体的に取り組んでいくべき部署でございますので、他部署とは少し捉え方は異なっていると思います。庁内の会議でも、あるいは会議に参加しない部署等に対しましても、こちらから働き掛けを行っていきたいと考えています。普段、一般の部署におきましては、人権というものを意識せずに施策や事業に取り組んでいると思いますが、それを意識して取り組んでいけるような働き掛けが必要だと考えています。
- 会長 「第2章-1-(1) 人権尊重の視点に立った行政を推進するための施策」については、居住支援に関する記載や生活困窮者自立支援制度、子どもの貧困対策などの記載も頭出しされており、記載内容が充実してきたと感じています。
- 事務局 亀山市としても生活困窮者自立支援制度については今年度から取り組んでいきますが、当該制度の事業実施については社会福祉協議会に委託して運営されていくということでございます。しかしながら、基本方針に記述することによりまして行政としても重要な位置付けの制度であることを認識できるものと考えています。
- 会長 居住支援に関する行政としての取り組みとしては、どのようなことがあるのでしょうか。
- 事務局 営繕住宅室で実施している「あんしん賃貸支援事業」の取り組みや市営住宅の借り上げといった取り組みも行っていますので、そういったことを記述してまいります。
- 会長 「ソフト面」と「ハード面」と言われますが、ソフト面としてはどういった取り組みが該当するのでしょうか。
- 事務局 ソフト面としましては、市の行政職員としての取り組み方、取り組み姿勢といった記載を、具体例を記述するなどして表現したいと考えています。
- 委員 生活困窮者自立支援制度に関わる案件として、今年の4月だけで17の案件がありました。そのほとんどが直近のお金の借用の相談でした。4月から5月15日までの累計で25の案件でしたが、そのうち3案件が子どもを取り巻く内容でした。子どもの引きこもり、家計相談、高等学校の費用の支払い

に困り退学を余儀なくされるといったような事案でした。そういったケースの方々をどのように支援していくかと考えますと、縦割り行政ではそれは不可能であるということに考えが行き着きます。基本方針で、さまざまな部署の色々な取り組みを記載することも必要ですが、縦割り行政的な目線ではなくて、“人権を侵害されている人あるいは人権が守られるべき人を中心とした支援の在り方を検討します”というような文言が、前提として最初の方に記載がなされてほしいと感じます。それから、今こうして人権施策の基本方針について議論していることで、人権尊重の取り組みが従来よりできるんじゃないかという期待感が多くの人の中で生まれてきているように感じています。こういったことも啓発の一つになっていると感じています。

事務局 委員が毎回言われますように、あらゆる行政の分野におきまして、人権の視点に立った取り組みが必要であるということも、上手く表現して書き込んでまいりたいと考えています。

会 長 問題は、貧困、虐待、非行といった色々な形で現れてきますが、全て人権が関係している。そういった問題への対応について、常に行政機関が主導権を握って問題が解決するものでもない。

委 員 “行政に任せておけば良い”、“教師に任せておけば良い”という感覚から“自分たちには何ができるのか”という感覚へ、市民の意識を変えていくことに注力するべきだと思っています。

会 長 人権擁護、人権保障といったことは、市民一人ひとりがもっと主体的に関わるべきものであるといった視点が土台として必要であると思います。

事務局 おっしゃるとおりだと思っています。「第2章-1-(2) 市民と協働して取り組む人権尊重のまちづくりのための施策」において、市民と協働して取り組むことに加え、行政も取り組むが、“市民も自ら取り組む”といったことも書き込んでいきたいと考えています。

委 員 「第2章-1-(1)」と「第2章-1-(2)」の、どちらにもまちづくりに関する記述がなされていますが、そのすみ分けはどのようなもののでしょうか。

事務局 「第2章-1-(1)」は基本的には行政が行うまちづくりで、「第2章-1-(2)」は、行政機関だけではなくて市民との協働あるいは市民によるまちづくりについて書き込んでいるものです。そして、まちづくりとしてはソフト面とハード面の両方の事項を書き込んでいこうと考えています。

会 長 「第2章-1-(2)」の市民が行うまちづくりでは、ハード面というのはあまり考えられないと思われまます。それから、ソフト面とハード面と言われまます。感覚的には、どちらかと言いますとハード面がまずあって、その次にソフト面と思うのですが、今回の場合はあえてソフト面が先立つものとして捉えているのでしょうか。

事務局 全体の基調としてはソフト面と言いますか、気持的などころが先立つものと思っています。ハード面となりますと、ユニバーサルデザインの記載が中心になってくると思われまます。それほど充実した書き込みができるものとは考えておりません。

会 長 住宅困窮者の住まいの確保というのはハードの取り組みかと思います。

事務局 そうですね。市が建設するというわけではございませんが、借り上げとか、貸主と借主の橋渡しといったことではございますが、これらの取り組みもハ

ードと言えるものかもしれません。

委員 私は、約8,000人の地区のまちづくりに携わっています。その中で、地域の方から「高齢者とか障がいのある方とかが困っていると思われるので、何か助けられることをしたいと感じているのだが、どういったことをしたら良いのか分からない、あるいは、支援しようと思っている支援のメニューが本当にその人のニーズに合っているのかどうかの確信が持てない」といった相談を受けました。まずはやはり、ご本人と話して確かめることが一番だとお答えしましたが、例えば、ご本人と関わっているヘルパーさんなどもいらっしゃるので、そういった支援者との情報交換というのも考えられるとも答えました。そういった、身近な中での一人ひとりにできることを積極的に行動に移していくことで、人と人のつながりを作り、良いまちづくりにつながっていくと思います。地域の中でお互いが声を掛け合うことが人権尊重のまちづくりにつながっていくと思います。そういった方向へ市民の気運を持っていくために、行政の人権担当部署としても働き掛けを行っていくというようなことをお願いしたいと思っています。

委員 私は、「たすけあいクラブ」というボランティア団体の活動をしています。この活動は、地域包括支援センターの支援の網にかからない案件について、センターからの情報により、困難を抱えた家庭に関係して行って支援していくというような活動ですが、時には社会福祉協議会にも助言等をしていただいで活動しています。

委員 そういった活動を行うボランティア団体が各地区で立ち上がって、そういった団体と行政や社会福祉協議会、民生児童委員等との連携がなされていくことが望めますし、行政は、地域がそのような方向に進むように助言や取り組みを行ってほしいと思います。

委員 私も以前、福祉委員をしていました。その時の経験では、やはり家庭によっては、敷居を跨がせてくれなかったり、家の中は見せたくないというようなことも多くありました。

委員 そういった意識を緩和させるような気運の醸成が求められていると思います。

会長 そのようなことを、「第2章-1-(2)」で書き込んでいく「人と人のつながりが明確になるような取組」におきまして、その先進例や具体例を書くことによって、上手く伝わると感じます。

事務局 おっしゃるとおりです。

会長 次に、「第2章-2.人権に関する問題の解決に向けた重点施策」についてですが、(1)で人権啓発、(2)で人権教育、(3)で相談・支援体制の充実という分け方となっていて、とても明確で良い構成だと感じました。ただ、それぞれの記述につきましては、ある程度文章の分量を統一するなど、精査が必要だと感じます。

事務局 他市の基本方針では、「人権啓発・人権教育の推進」というように、啓発と教育を一本にした記述構成が多くあります。そのようにした方が良いのかどうかもご検討いただきたいと思います。

会長 啓発と教育はやはり異なるものだと思いますので、分けて記述することで良いと思います。

- 委員 私も啓発と教育を分けて記載することは良いと思います。
気付いた点を言いますと、「(2) 人権教育を推進するための施策」では、例えば【現状と課題】の2つ目に学校での人権フォーラムや授業研究などの記載がありますが、【取組】にはそのような記載が見られない。また、【取組】の4つ目と7つ目は学校の道徳の時間のことが記載されていて同じような内容であるように思いますし、記載の順番についても整えていく必要性を感じます。
- 事務局 精査します。
- 委員 教育というのは、教える側から教えるを受ける者に対して、プログラムを与えるものだと思っている。つまり、人権教育のところでは、教える側の意識がしっかり書き込まれるべきだと思います。そのあたりをもう少ししっかりと書き込んでもらいたい。人権教育で一番重要なことは、対象の子どもがどのような生活環境の中でどのように生活し、何を求めているのかということ教師が理解してプログラムするわけなので、そのことを明確に書き込んでもらいたいと思います。過去の計画等にはそういった記載もあったと思う。教育の根本はプログラムを作っている教師にあるといった記載もあってほしいと感じています。
- 事務局 検討いたします。
- 会長 社会教育というのはどのようなものを想定しているのですか。
- 事務局 各種の講座、学習会や「ヒューマンフェスタ in 亀山」もその一つかと思っています。
- 会長 こういった人権の基本施策ができましたら、それをより多くの市民の方に認識してもらおうということも重要なので、そういった書き込みも必要かと感じます。
- 事務局 全体的に、企業での取り組み、企業内教育等についてはあまり触れていない。その点が少し気になっています。
- 会長 (3) 相談・支援体制の充実ですが、この基本方針の策定を機に新しい相談窓口の設置とか、相談の考え方ややり方を変えるようなことは想定しているのでしょうか。
- 事務局 行政や機関には多くの相談窓口があるが、特に人権ということを意識していないものも多くある。人権という視点もあるということを再認識するためにも書き込んでいきたい。それから、そういった相談窓口が連携することが大切であるということも表していきたい。人権全体の窓口であります法務局の人権擁護機関がありますが、市の多くの相談窓口としては、相談を受けましたら実行あるそういった相談機関へ繋ぐことしかできない。しかしながら当然、人権に関わる相談はお受けしますし、適切な実行ある機関へしっかりと繋ぐということをやっていきます。
- 委員 よく最近の報道で耳にする痛ましい事件で言われますのが、最悪のケースにつながるような状態であることを誰かは気付いていたのに、行政や支援機関等への情報提供・情報共有がなされなかったために事件になってしまったというのが時々ある。そういった細かい情報を拾えるような場や機会、システムづくりをしてもらうことも検討してほしいと思います。
- 事務局 電話で相談するにしても、すごく勇気がいることだと思います。ケースによ

っては、庁内のネットワークへ投げかけることで解決の糸口になることもありますので、おっしゃるとおりだと思います。

委員 困難を抱えている人に気付いた第三者が、気軽に相談、情報提供できるような気運を市民全体で高めることができれば良いと感じています。

事務局 相談窓口一覧は示しますが、どこに相談したら良いか分かりづらいケースもあると思われますので、そういったケースのまず最初の相談窓口として当部署を表記させていただきたいと思います。実際に相談を受けました際には、庁内や関係機関との連携というふうになっていくものだとは思っています。市民の方が声を発したら、それをきちんと拾って、適切などころに繋いでいく体制にあることが大事だと思っています。

委員 子どものことなら教育委員会、高齢者のことなら福祉といったように、相談窓口は基本的には整っているのだが、なかなかそこまで相談に行きにくいのを何とかすることが必要だと感じています。

委員 余談ですが、子どもたちの学習理解度が高い地域の教師たちは、互いに情報共有・ディスカッションに力を入れていると言われている。やはりそういったことが基本だと思います。

事務局 最近の事例でも、庁内の担当部署への相談だけでなく、当部署にも相談に来られて少し当方でも動きを見せたら、担当部署で対応しての結果とは少し異なる結果につながったような事例もございます。

委員 「相談窓口はここにありますよ、あそこもありますよ」とアナウンスしているだけではなかなか難しいところもあると思う。やはり、民生児童委員などもそうですが、人と人とのつながりの中で支援者側から吸い上げてくるような体制、あるいはどこかで話し合う機会があるというようなことも必要だと思います。もちろん、相談窓口一覧といったものの記載は必要ですが、そういった必要な支援の枠に入れるまでにどのようにしていくのかといったことについても、民生児童委員や保護司などの意見も聞いて、こういった相談窓口に辿り着くまでに吸い上げていく方法を確立していく、といった記述がなされることで、関係者や広く一般市民に対しても問題提起できるという面もあると思います。

委員 ぽっかぽかの会では、月に1回いろんな講師の方をお呼びしてランチトークを初めました。4月には、子ども支援室の職員の方に講師に来てもらって話をしました。その中でDVを受けている人の相談事例の話がありましたが、個人的には子ども支援室でDVの相談も受けているということを確認していませんでしたので、このように、既に設置されている相談窓口であっても、あまり知られていない現状もあると思います。事案を耳にした時に適切な相談窓口につなげていくことの大事さを認識したところ です。

委員 私も同様で、行政にしても市民間においても横のつながりが大切だと思います。

○事務局より説明（第2章の3について）

「(1) 子どもの人権問題」では「いじめ防止対策推進法」や、少しデータから見て取れる課題などについて、新たに記載いたしました。(8) さまざまな人権問題におきましても、【現状と課題】、【基本方針】、【取組】という構成は崩さずに、できれば個々の人権課題をそれぞれ書き入れていきたいと思っています。(7) 新

しい人権問題に記載してありますLINEについても、“インターネット利用に起因する”という表現で表したら間違いではないということで、このような表現としています。それから、資料集では出会い系サイトに関するデータについても掲載いたしました。

委員 （7）新しい人権問題での記載は、子どもが対象でしょうか、大人も含めているのでしょうか。

事務局 子どもも大人も含めたものと考えて記載しています。

委員 こういった被害に子どもが合わないように対策が必要だと思います。

会長 最近の子どもたちは小さい頃からそういった機器を使用している。LINEなどのトラブルから友達関係が崩れる例やネット依存などの問題も広がっている。

委員 亀山中学校では、昨年、インターネット使用に関する調査を行い、子どもたち同士でルールを決めるような取組も行っています。

事務局 資料集では、スマートフォン等の使用に関して、保護者による指導がなされていない子どもたちほど、その被害が広がっているという調査データや、学校での指導がなされていない不登校などの児童・生徒ほど被害にあっているケースが多いといったようなデータを掲載させていただきました。それから全体的なことですが、法律関係の整備状況等は、個々の人権問題のところでも記載していますし、最初の第1章でも書いてありますので、そこは精査が必要だと思っています。

会長 他の計画から持ってきた記述と、人権の視点で記載した部分を区別できるような表記はできないのでしょうか。

委員 子どもの人権問題の末尾に記載されている「放課後児童クラブ」と「学童保育所」は同じことで名称が変わってきたものなので、「放課後児童クラブ」と表記されたい。それで、「子ども子育て支援計画」での議論においても、放課後児童クラブに入っている児童のうちで、母子家庭、父子家庭の割合というようなこととか、保育所の整備と掲げられているけれども、では障がい者が通えるような施設整備がされるのか、といったような議論がなされていないのではないかと思います。市の総合計画においても、良い点ばかりの記載になっている。でも、悪い点がどこまで善処されたかということだって、非常に重要なファクターであると思っています。人権の視点で見た時、こういった困難を抱えた人たちが入所してくるようなことも考えた保育所の施設整備といった考え方も行政には必要だと思います。

事務局 そういった類の計画書とは、計画の性格や作り方自体が異なるので、このような指摘をいただくのだと認識しています。

会長 （1）子どもの人権では、社会的養護施策の記載がなされていますが、正に子どもの人権問題だと思うのですが、一般の方にはこの取組がなぜ子どもの人権問題につながっているのかということが理解しづらいと思います。【取組】の欄においても、“こんな課題を解決するために、こんな取組を行います。”といった書きぶりをしないと意図が伝わりづらい箇所が子どもの人権問題のところに限らず多くあると思います。

事務局 書き方を精査します。

委員 同和問題のページでもそうです。【現状と課題】の中断あたりに結婚差別の

問題の記載がありますが、【取組】の欄でも、「結婚差別の問題を解決するために…」という書き方が良いと思います。

会 長 結局のところ、【取組】のところの書きぶりが大切だと思います。では、最後の第3章について、事務局から説明をお願いします。

○事務局より説明（第3章について）

通常、計画等の場合、何年度から何年度ということで、期間を設定するものですが、これは基本方針であり、人権という性質を考慮いたしまして、「人権施策の進捗状況や社会情勢の変化等を捉えて市民人権意識調査を実施し、基本方針の見直しを行います」ということにしたいと考えています。また、数値目標についても、現時点といたしますと設けないということで提案させていただくものでございます。もし数値目標を設けるとしましたら、市民意識調査における例えば“認知度”等の目標値の設定ということになると考えています。先にも言いましたが、やはりアンケート調査などの結果を分析していますと、当事者とそれ以外の人たちの意見や思い、認識の相違が浮き彫りになってきます。また、男女間や世代間でも異なりますし、高齢者の回答者が多いので、全体の意見が高齢者の意見に引っ張られている傾向も見られます。

委 員 全体的な構成として、見やすくなったと感じます。第2章 3の分野別の施策の順番については、変えたいという話がありましたが、私個人としては、この順番がしっくりきています。

事務局 人権条例の制定の議論の際に、子ども条例も制定するのかという議論もありました。結果として、人権条例の中に組み込んで一本で制定するとなった経緯がございますので、子どもの人権問題を1番目に記載する理由としてはそれも言えるとは思っています。

委 員 人権啓発・人権教育は、大人よりも子どもに向けて発信していきたいと感じます。大人の考えを変えるのはなかなか難しいと思います。

※次回審議会予定は7月1日（水）の夜7時からの予定といたします。